

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

令和6年度茨城県私立高校生等奨学給付金受給申請書【新入生への早期給付・家計急変様式】

- ※・この申請書は、令和6年度新入生用です。(4月～6月分の給付申請になります。)
- ・この申請書は、令和6年4月1日時点の状況により記載してください。
- ・令和6年7月以降分の給付額を受給するためには、令和6年7月1日以降に再度申請書【家計急変様式】及び家計急変を証明する書類又は申請書【通常様式】の提出が必要です。

○次の5点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、茨城県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は茨城県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))の支弁対象ではありません。
- 家計急変により、保護者等の収入が前年同期と比較して悪化し、保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税である世帯に相当します。

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者住所等	〒	ふりがな
	〒 () -	申請者氏名
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・生徒本人・その他()	

※日中に連絡が取れる携帯電話等の番号を記載してください。申請書の内容について確認させていただく場合があります。

【対象となる高校生等について】

ふりがな		生年月日	昭和 平成	年	月	日				
氏名										
在学する学校	学校の名称	国立・公立・私立 学校の種類・課程・学科:								
	学校の所在地	都道府県	市区町村							
	在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日		学校の種類・課程・学科						
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数					
					なし	1回 2回 3回 4回 不明				
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	学校名	立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数					
					なし	1回 2回 3回 4回 不明				
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

ふりがな		生年月日	昭和 平成	年	月	日			
氏名									
在学する学校	学校の名称	国立・公立・私立 学校の種類・課程・学科:							
	学校の所在地	都道府県	市区町村						
	学校設置者の名称								
	在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日		学校の種類・課程・学科					
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数				
					なし	1回 2回 3回 4回 不明			
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	学校名	立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数				
					なし	1回 2回 3回 4回 不明			
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

・備考欄 (その他連絡について、要望等あれば記載して下さい。)

【注意】

記入例

基準日（4月1日）以降の申請

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

令和6年度茨城県私立高校生等奨学給付金受給申請書【**新入生への早期給付・家計急変様式**】

- ※この申請書は、令和6年度新入生用です。（4月～6月分の給付申請になります。）
- この申請書は、令和6年4月1日時点の状況により記載してください。
- 令和6年7月以降分の給付額を受給するためには、令和6年7月1日以降に再度申請書【家計急変様式様式】及び家計急変を証明する書類又は申請書【通常様式】の提出が必要です。

○次の5点を確認の上、記入してください。

- この申請書の申請者住所等欄に、ご確認のうえチェックボックスに必ずを入れて下さい。
- この申請書は、申請者本人の全額を即時返還します。
- 私は茨城県に在住する者です。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））を受給する者です。
- 家計急変により、保護者等の収入が前年度に比べて減少し、所得割額及び市町村民税所得割額の合計額が前年度に比べて減少し、保護者等の住所・氏名を記入して下さい。保護者等がない場合は、生徒本人の氏名を記入して下さい。

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者住所等	〒000-0000 茨城県水戸市笠原町0-0 Tel. (000) 000-0000	ふりがな	いばらき いちろう
申請者氏名	茨城 一郎		
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人 生徒本人・その他（ ）		

※日中に連絡が取れる携帯電話等の番号を記載してください。申請書の内容について【対象となる高校生等について】申請書類について確認する場合がありますので、日中連絡の付く連絡先を記載して下さい。その他連絡について、要望等があれば備考欄に記載して下さい。

ふりがな	いばらき たろう		生年月日	昭和 〇 年 10 月 10 日
通信制の高等学校等に在学している場合は、当該学校の本校所在地	茨城 太郎		〇〇高等学校	
学する学校	学校の種類・課程・学科	①高等学校（全日制）		
学校の所在地	茨城 都道府県 〇〇 市区町村	〇〇-〇〇		
在学期間	平成〇〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日	学校の種類・課程・学科	①高等学校（全日制）	

過去の高等学校等における在学期間	学校名	△△立△△高等学校	年月日	～	年月日	学校の種類・課程・学科	①高等学校（全日制）	在学中に給付金を受給した回数	なし 1回 2回 3回 4回 不明
	学校名	過去に在籍した高校等有る場合記入して下さい。	年月日	～	年月日	学校の種類・課程・学科		在学中に給付金を受給した回数	なし 1回 2回 3回 4回 不明

ふりがな			生年月日	昭和 年 月 日					
氏名			平成	年 月 日					
在学する学校	学校の名称	国立	上記の者の他、平成26年4月以降に高校等に入学した兄弟姉妹（令和6年4月1日現在の在籍者）について上記と同様に記入して下さい。						
	学校の所在地								
	学校設置者の名称								
	在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日		学校の種類・課程・学科					
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	年月日	～	年月日	学校の種類・課程・学科		在学中に給付金を受給した回数	なし 1回 2回 3回 4回 不明
	学校名	立	年月日	～	年月日	学校の種類・課程・学科		在学中に給付金を受給した回数	なし 1回 2回 3回 4回 不明

・備考欄（その他連絡について、要望等あれば記載して下さい。）

【家計急変が生じ申請のあった日の属する月の保護者等の収入の状況について】

(1) 次の者の「家計急変該当者であることの証明書類」を提出します。

※別紙「家計急変該当者であることの証明書類」に記載の「添付する書類」を提出してください。

①	<input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書類等を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

※下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

<input type="checkbox"/>	私の世帯は、家計急変が生じた日の属する月の時点（※）、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。 ※生活保護（生業扶助）を受給している場合は、家計急変世帯への支援の対象外です。
--------------------------	--

【扶養親族の状況について】

当該世帯に家計急変が生じ申請のあった日の属する月の翌月1日時点（※）、高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入して下さい。

→15歳（中学生は除く）以上23歳未満の扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付してください。※健康保険証がない場合は、扶養誓約書を提出してください。

扶養親族の状況	続柄	氏名	生年月日	職業・学校名学年等	給付金の申請の有無	課程	備考
						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外 <input type="checkbox"/> 専攻科
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外 <input type="checkbox"/> 専攻科	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外 <input type="checkbox"/> 専攻科	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外 <input type="checkbox"/> 専攻科	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外 <input type="checkbox"/> 専攻科	

記入例

【注意】

消せるボールペンでは記入しないこ

書類」を提出します。

※別紙「家計急変該当者であることの証明書類」に記載の「添付する書類」を提出してください。

①	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分	○該当するチェックボックスに必ず <input checked="" type="checkbox"/> を入れて下さい。 ○別紙「家計急変該当者であることの証明書類」に記載の「添付する書類」を提出してください。 （チェックボックス欄に記載の該当者分）
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分（親権者が、一時的に親権者は、その者を除く。 ・離婚、死別等により親権者が1名 ・親権者が存在するものの、家庭の証明書等を提出できない場合 等	
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。	
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等	
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等	

※下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

<input checked="" type="checkbox"/>	私の世帯は、家計急変が生じた日の属する月の時点（※）、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。 ※生活保護（生業扶助）を受給している場合は、家計急変世帯への支援の対象外です。
-------------------------------------	---

【扶養親族の状況について】

当該世帯に家計急変が生じた日の属する月の翌月1日時点（※）、高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入して下さい。

→15歳（中学生は除く）以上23歳未満の扶養親族（パート、アルバイト等をしていない場合は無職と記載して下さい。）の状況を記入して下さい。

扶養親族の状況	続柄	氏名	生年月日	職業・学校名学年等	給付金の申請の有無	課程	備考
		姉	茨城 花美	平成〇年〇月〇日	大学〇年生	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外 <input type="checkbox"/> 専攻科
	姉	茨城 花恵	平成〇年〇月〇日	〇〇高校3年生（全日制）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 通信制	18歳
				高校生は課程（全日・定時・通信）を記入して下さい。		学生の場合は年齢も記載して下さい。	
				15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外 <input type="checkbox"/> 専攻科	
					<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外 <input type="checkbox"/> 専攻科	

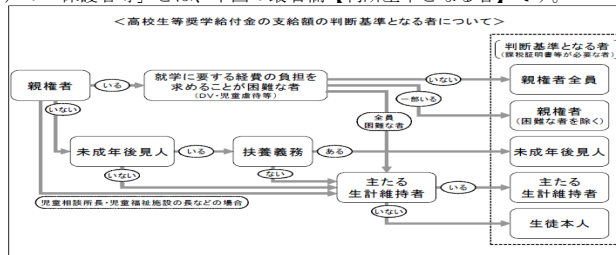
記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入すること。

【家計急変が生じ申請のあった日が属する月の時点の保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者等の家計急変の状況について、①～⑤の中から該当するもの1つにチェック☑を入れ、該当する方の別紙「家計急変該当者であることの証明書類」に記載の添付書類を提出してください。
- ロ 上記（イ）の「保護者等」とは、下図の最右欄【判断基準となる者】です。



※ 次の①～③はここでいう「保護者等」からは除かれています。

- ①児童福祉法の規定により親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長
- ②法人又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ③生徒の就学に必要な経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 「親権者1名分」の「家計急変該当者であることの証明書類」を提出するのは、次のような場合です。

- ・ひとり親家庭
- ・親権者は存在するが、家庭の事情によりやむを得ず親権者もう1名の家計急変状況報告書を提出できない場合。
(例) DV・養育放棄・児童虐待のため接触により危害が及ぶと考えられる場合
失踪により接触することができない場合
離婚協議中で、報告書の提出に応じてもらえない場合
(注意) 親権者の1人が控除対象配偶者であっても、その方の報告書を省略することはできません。原則、親権者2名分の家計急変状況報告書を提出してください。
(注意) 親権者の1人が早期給付基準日時点で海外在住の場合は給付対象外です。

ニ 「生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）」の「家計急変該当者であることの証明書類」を提出するのは、親権者又は未成年後見人が存在しない場合で、具体的には次のようなケースです。

- (例)
 - ・両親の離婚により父が親権者となったが、その後、父が死亡。未成年後見人は選任されておらず、祖父の収入により生徒の生計を維持している場合
→ 祖父の「家計急変該当者であることの証明書類」を提出
 - ・両親の離婚により父が親権者となったが、その後、失踪。叔父の収入により生徒の生計を維持している場合
→ 叔父の「家計急変該当者であることの証明書類」を提出

ホ 「生徒本人」の「家計急変該当者であることの証明書類」を提出するのは、親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者が存在しない場合で、具体的には次のようなケースです。

- (例) 生徒が成人であり、生徒の生計を主として維持している者が他にいない場合

ヘ 「家計急変該当者であることの証明書類」を提出する場合のうち「未成年後見人」分を提出する場合は、選任審判書謄本の写し等を添付してください。「主たる生計維持者」又は「生徒本人」分を提出する場合は、扶養関係等の確認のため、生徒の健康保険証の写し等を提出してください。

【扶養親族等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等（注））を添付してください。

(注) **健康保険証をマイナンバーカードに紐づけ、手元に健康保険証がない場合は、扶養誓約書を提出してください。**

留意事項

イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校の専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。

ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。

ハ 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合は、補助対象外となります。

家計急変該当者であることの証明書類

【家計急変が生じ申請した日:令和6年 月 日】

該当する理由	添付する書類	添付チェック欄
勤務する会社等を解雇された場合	<ul style="list-style-type: none"> 前雇用主による解雇通告書の写し又は離職証明書 雇用保険受給資格者証の写し 前年の所得に関する証明書類(住民税課税証明書等) 	<input type="checkbox"/>
勤務する会社等が倒産した場合	<ul style="list-style-type: none"> 勤務する会社等が倒産したことを証明する書類 雇用保険受給資格者証の写し 前年の所得に関する証明書類(住民税課税証明書等) 	<input type="checkbox"/>
勤務する会社等の経営状況が悪化し、今年度の収入が激減した場合	<ul style="list-style-type: none"> 前年の所得に関する証明書類 今年度の所得見込み書(雇用主が証明したもの) 	<input type="checkbox"/>
自らが経営する会社等が破産した場合	<ul style="list-style-type: none"> 破産宣告書の写し 前年の所得に関する証明書類(住民税課税証明書等) 	<input type="checkbox"/>
自らが経営する会社等が倒産した場合	<ul style="list-style-type: none"> 税務署に提出した事業廃止届の写し又は保険会社の証明書 前年の所得に関する証明書類(住民税課税証明書等) 	<input type="checkbox"/>
自らが経営する会社等の経営状況が悪化し、今年度の収入が激減した場合	<ul style="list-style-type: none"> 前年の所得に関する証明書類(住民税課税証明書等) 今年度の所得見込み書(雇用主が証明したもの) 経営状況が悪化したことが判断できる書類 	<input type="checkbox"/>
主たる生計を担う者が死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> 前年の所得に関する証明書類(住民税課税証明書等) 死亡を証明する書類(死亡証明書、除籍謄本等) 今年度の所得見込み書(雇用主が証明したもの) 	<input type="checkbox"/>
主たる生計を担う者の疾病、怪我等による長期療養により、会社を休職して収入が大幅に減ったとき	<ul style="list-style-type: none"> 前年の所得に関する証明書類(住民税課税証明書等) 長期療養をしていることを証明する書類(医師の診断書、雇用主の作成した証明書等) 今年度の所得見込み書(雇用主が証明したもの) 	<input type="checkbox"/>
離婚したとき	<ul style="list-style-type: none"> 前年の所得に関する証明書類(住民税課税証明書等) 離婚したことを証明する書類(戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・個人事項証明書(戸籍抄本)・離婚受理証明等) 今年度の所得見込み書(雇用主が証明したもの) 	<input type="checkbox"/>

※「家計急変が生じ申請のあった日」及び「添付チェック欄」に記入のうえ、本書も申請書と併せて提出してください。